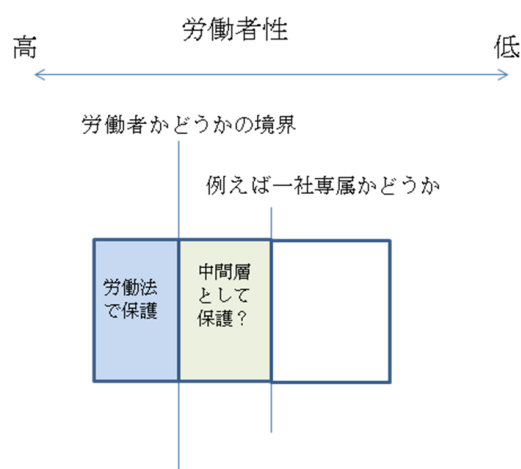


を尊重しながら、労働者保護を実現しようとするものである。」<sup>11</sup>と指摘している。また、鎌田(2004)は「保護されるべき委託労働者を、筆者は『労働者』と『事業者』の中間に位置する第3のカテゴリとして『委託労働者』と呼んでおり、契約労働者に対して一定の義務を負担する委託者を『ユーザー』と呼んでいる。契約労働者とは、ある個人または企業（ユーザー）のために自ら労務を提供し、ユーザーとの間に雇用に類似する依存または従属の事実的關係がある者をいい、ユーザーとの間に雇用関係がない者をいう。『雇用に類似する依存または従属の事実關係』の存否は、保護規範の趣旨・目的に照らして具体的に判断することになる。」<sup>12</sup>としている。

これに関連して、労働者とは判断されない個人請負型就業者についても、一定の基準（例えば一社専属かどうか<sup>13</sup>）に対して、労働者との均衡上、例えば就業条件の明示等何らかの既存の労働者保護の制度を適用すべきという意見もあった。

また、従来の労働者性の判断基準では労働者と判断されないような者で、労働者として保護すべき者が仮にいれば、労働者性の判断基準について検討が必要ではないかという意見があった。

（下線部の概念図）



<sup>11</sup> 佐藤博樹,(2007),「労働者概念と労働者保護の多元化を」,『日本労働研究雑誌』,2007年9月号,p1

<sup>12</sup> 鎌田耕一,(2004)「委託労働者・請負労働者の法的地位と保護—業務委託・業務請負の法的問題」,『日本労働研究雑誌』,2004年5月号,p 56~66

<sup>13</sup> なお事業所アンケート調査によると、半数弱（46.5%の事業所で、9~10割程度の業務委託契約従事者が当該事業所に専属をしており、労働者性が低いと考えられる回答においては（41.2%）の事業所が、9~10割程度の業務委託契約従事者が専属しているという回答があった。なお、7~8割の業務委託契約従事者が専属しているという回答が12.9%、4~6割の業務委託契約従事者が専属しているという回答が8.6%、2~3割の業務委託契約従事者が専属しているという回答が4.3%、1割の業務委託契約従事者が専属しているという回答が4.0%だった。